さくらの AI Engine プライベートエディション サービス約款

第１条（約款の適用）

１．このさくらの AI Engine プライベートエディション サービス約款（以下、「本約款」といいます。）は、さくらインターネット株式会社（以下、「当社」といいます。）が提供するさくらの AI Engine プライベートエディションサービス（以下、「本サービス」といいます。）に適用されるオプションサービス約款です。

２．利用者は、当社が定める基本約款、さくらの AI Engine サービス約款及び本約款を遵守するものとします。基本約款、さくらの AI Engine サービス約款及び本約款に矛盾又は抵触する規定がある場合、本約款、さくらの AI Engine サービス約款、基本約款の順に優先して適用されるものとします。

第２条（サービスの内容）

１．本サービスは、当社の管理する GPU 基盤上に、利用者が保有し又は正当な利用権限を有する LLM 等の AI モデル（以下、「利用者提供モデル」といいます。）を配置し、さくらの AI Engine のオプションとして API 経由で推論利用可能な環境として提供するマネージド型モデルサービングサービスです。

２．前項の GPU 基盤は利用者の専有として割り当てられ、他の利用者とは共有されません。なお、本サービスにおける専有範囲は、注文書、覚書その他別途合意書面（以下、「注文書等」といいます。）で明示された GPU 基盤に限ります。VM、ストレージ、API、ネットワークその他の設備又は機能については、明示的に合意した場合を除き、専有を保証するものではありません。

３．本サービスには、第１項のサービス提供に当社が必要と認める範囲内での、利用者提供モデルの配置、API 提供に必要なソフトウェア設定、標準的な API カスタマイズ、運用、監視、障害対応、保守、OS・ミドルウェア更新、セキュリティパッチ適用及び利用状況確認用ダッシュボードの提供を含みます。ただし、利用者提供モデルが複数モジュールにまたがる場合、特殊な依存関係を有する場合、複雑な API 仕様その他標準構成を超える対応が必要となる場合、利用者は、当社が提示する追加費用を支払うものとします。

４．前項にかかわらず、利用者提供モデルの学習、再学習、ファインチューニング、モデル開発・改善、RAG（検索拡張生成）環境の構築、利用者のアプリケーション開発、個別アプリケーション連携、プロンプト調整、ガードレール設計・調整、エンドユーザー対応及び閉域網接続は、注文書等に明示されない限り、本サービスに含まれません。

５．利用者提供モデルの仕様、容量、構成、API 仕様、セキュリティ要件その他の事情により、当社が本サービスの提供が困難又は不適切であると判断した場合、当社は、本サービスの提供を拒絶し、又は追加条件、追加費用若しくは構成変更を提示できるものと

します。
６．当社は、法令上必要な場合、軽微な場合又は運用上必要な場合を除き、合理的な方法で利用者へ通知又は周知のうえ、本サービスの内容、仕様、機能、表示、接続先、提供方法その他の事項を変更できるものとします。

第３条（利用者の資格）
１．本サービスは、日本法に基づいて設立された法人のみが利用できます。

第４条（利用契約の成立）
１．本サービスの利用に係る個別の契約（以下、「利用契約」といいます。）は、申込者が、事前に当社と協議したうえで、記名押印若しくは相当する電磁的措置を施した当社所定の注文書又は当社が指定する方法により、次の各号に定める事項その他の必要事項を当社に提出することにより申し込み、当社が当該申込みの承諾を通知したときに成立します。
（１）利用を希望する GPU 機材の種別、枚数、利用開始日及び利用終了日
（２）利用を希望する追加機材及びオプションサービスの種別、個数、利用開始日及び利用終了日
２．前項の利用終了日は、別段の合意がない限り、月の末日を設定するものとします。
３．当社による審査の結果、申込者に対し本サービスの提供を認めず、又は在庫の不足等の理由により、当社が申込みを承諾しない若しくは利用開始日及び利用終了日の調整を申し出る場合があることに、申込者は予め同意するものとします。
４．基本約款、さくらの AI Engine サービス約款及び本約款並びに注文書等に矛盾又は抵触する規定がある場合、注文書等の規定が優先して適用されるものとします。

第５条（契約期間及び解約）
１．基本約款及びさくらの AI Engine サービス約款における契約期間及び解約の規定にかかわらず、利用者は、本サービスの当初の契約期間（以下、「当初契約期間」といいます。）を、次の各号から選択できるものとします。
（１）利用開始日から２か月間
（２）利用開始日から１年を経過した月の末日まで
２．基本約款及びさくらの AI Engine サービス約款における最低利用期間の規定にかかわらず、利用者は、当初契約期間中、本サービスの利用契約を解約することはできません。
３．基本約款及びさくらの AI Engine サービス約款の契約期間及び解約の規定にかかわらず、利用者は、本サービスの利用契約が存続している間は、さくらの AI Engine のサービス利用契約を解約することはできません。
４．当初契約期間の経過後は、利用者が契約終了月の前月２０日までに当社所定の方法に

より契約を終了する旨の意思表示を行わない限り、利用契約は更に１か月自動的に更新され、以後も同様とします。ただし、第１項第１号の当初契約期間を選択し、当初契約期間終了月の前月２０日までに契約を終了する旨の意思表示を行わなかった場合は、利用契約は当初契約期間の終了日の翌日から同月末日まで自動的に更新され、その翌月から、契約終了月の前月２０日までに当社所定の方法により契約を終了する旨の意思表示を行わない限り、利用契約は更に１か月自動的に更新されるものとし、以後も同様とします。

５．利用者は、利用契約を解約しようとする場合、契約終了月の前月２０日までに、当社所定の方法によりその旨を当社に対して通知するものとします。当該期日までに通知がなされなかった場合、利用契約は前項の定めに従い自動的に更新されるものとします。

６．前各項にかかわらず、注文書等において別段の定めがある場合は、当該注文書等の定めが優先して適用されるものとします。

第６条（契約内容の変更）

１．利用者は、契約期間中（当初契約期間中を含みます。）であっても、当社所定の方法により申し出て当社がこれを承諾した場合、利用契約のアップグレードを行うことができるものとします。

２．前項の「アップグレード」とは、GPU 機材の増設、機種の変更、追加機材又はオプションサービスの追加その他の利用契約の内容の変更であって、変更後の月額利用料金が変更前の月額利用料金を下回らないものをいいます。

３．第１項に基づく変更に関する追加費用、変更後の利用料金及び契約期間の取扱い等については、別途当社が定める変更注文書等その他合意によるものとします。

４．第１項に基づく変更が行われた場合、変更後の構成に係る利用料金は、当社が指定する日から適用されるものとします。当該変更に伴い既に支払われた利用料金に不足が生じる場合、利用者は、当社が指定する期日までに当該不足額を支払うものとします。

５．第１項に基づく変更が行われた場合であっても、当初契約期間は変更後の利用契約に引き継がれるものとし、注文書等に別段の定めがある場合を除き、当該変更を理由として当初契約期間が短縮又は延長されることはないものとします。

６．利用者は、契約期間中、GPU 機材の減設、追加機材若しくはオプションサービスの解約その他第２項に定めるアップグレードに該当しない利用契約の内容の変更を行うことはできないものとします。ただし、当社が特に認めた場合は、この限りではありません。

第７条（利用料金の支払）

１．本サービスの利用料金は、注文書等に定める GPU 機材の種別、枚数及びオプション構成等に応じた金額とします。

２．利用者は、毎月１日から末日までの利用料金を、その前月の末日までに支払うものと

します。ただし、利用契約締結後、初回の支払については２か月分の継続利用料金を利用契約締結日から２週間以内に支払うものとします。また、利用開始日の２か月後の同日から同月末日までの日割計算による継続利用料金が発生する場合は、利用開始日が属する月の翌月末日までに支払うものとします。

３．基本約款及びさくらの AI Engine サービス約款における支払方法の規定にかかわらず、本サービスの利用料金は、当社が発行する請求書に基づき、当社が指定する銀行口座へ振り込む方法により支払うものとします。なお、振込手数料は利用者の負担とします。

４．前各項の規定にかかわらず、注文書等において別段の支払期日又は支払条件が定められている場合は、当該注文書等の定めが優先して適用されるものとします。

５．当社は、第２項に定める場合を除き、利用料金の日割計算は行いません。ただし、月の途中において、第６条に基づく利用契約の内容の変更等により利用料金が増額となる場合、当該変更の効力が生じた日から同月末日までの日数に応じて継続利用料金の差額の日割計算を行うものとします。

第８条（利用者提供モデルの利用及び権利帰属）

１．利用者は、利用者提供モデルについて、利用者が本サービスにおいて利用すること、並びに当社が本条第３項に定める目的のために当社の設備等において使用、複製、実行その他の利用を行うために必要な一切の権利を有し又は第三者から適法に許諾を得ていること、及びこれらが第三者の権利を侵害しないことを保証するものとします。

２．利用者は、利用者提供モデル及びその利用に関するライセンス、利用条件、法令適合性、第三者権利非侵害性その他の確認を自己の責任と費用において行うものとします。

３．利用者は、当社に対し、本サービスの提供、保守及び運用に必要な範囲で、利用者提供モデル及びこれに付随するデータ、設定ファイル、トークナイザ、ライブラリ、ドキュメントその他の資料を、複製、保存、配置、設定、変換、実行、検証及び保守することを無償で許諾します。

４．利用者提供モデル及びこれに付随するデータ、資料その他の情報に関する権利は、利用者又は正当な権利者に留保されます。利用契約に基づき、当社に対してこれらの権利が移転するものではありません。

５．利用者提供モデルが第三者の知的財産権、営業秘密、プライバシー、契約上の義務、法令又は第三者の権利を侵害し、又は侵害するおそれがある場合、当社は、本サービスの提供を拒絶し、停止し、又は利用契約を解除することができるものとします。

６．利用者提供モデルに起因又は関連して、第三者との間で請求、紛争、損害、費用その他の負担が生じた場合、利用者は自己の責任と費用においてこれを解決し、当社に損害又は費用が生じた場合はこれを補償するものとします。

第９条（利用者提供モデル及び提供情報の取扱い）

１．当社は、利用者提供モデル及び利用者が本サービスに関連して当社に提供する情報を、本サービスの提供、運用、保守、障害対応、セキュリティ対応及び利用契約の履行に必要な範囲でのみ利用するものとし、利用者の事前の承諾なく、第三者に開示又は提供しないものとします。ただし、法令に基づく場合を除きます。
２．当社は、利用者提供モデルを、当社又は第三者のAIモデルの学習、再学習、ファインチューニング、性能改善その他これらに類する目的で利用しません。
３．本サービスにおける入力情報及び出力情報の取扱いについては、さくらの AI Engine サービス約款（入出力情報の取扱い）の定めに従うものとします。
４．当社は、入力情報及び出力情報（個人を識別できる情報（Personally Identifiable Information：PII）を含みます。）を原則として取り扱いません。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合にはこの限りではありません。
（１）本サービスの障害又は本サービスの提供に係るシステムの不具合の調査・復旧のため、入力情報及び出力情報の取扱いが不可欠な場合
（２）利用者からの明示的な依頼に基づき、技術的支援を行う場合
（３）法令に基づく要請その他正当な理由がある場合
５．利用契約が終了した場合、当社は、合理的な期間内に、当社の設備上に残存する利用者提供モデル及び関連データを削除するものとします。ただし、法令上保存が必要な情報、バックアップその他技術上直ちに削除することが困難な情報については、当社の合理的な管理の下で順次削除するものとします。

第１０条（審査及び利用停止）
１．当社は、利用者提供モデル、本サービスの利用態様、その他本サービスに関連する内容が、法令、基本約款、さくらの AI Engine サービス約款、利用契約、モデルの利用条件、公序良俗又は当社の定める基準に適合するかを確認するため、必要な範囲で審査を行うことができます。
２．当社は、前項の審査の結果、本サービスの提供が不適切であると判断した場合、又は利用者が必要な情報を提供しない場合、本サービスの提供を拒絶し、制限し、停止し、又は利用契約を解除することができるものとします。

第１１条（品質保証）
１．当社がサービスサイト、注文書等その他の書面において明示的にサービスレベルの保証（SLA）を定めた場合を除き、本サービスはベストエフォートにて提供されるものとし、当社は、本サービスの特定の可用性、継続性、処理性能、応答速度、処理容量、復旧時間その他のサービスレベルについて、何ら保証するものではありません。

第１２条（利用者によるエンドユーザー等への提供）

１．利用者は、その顧客又はその他の第三者（以下、「エンドユーザー等」といいます。）に対して API の利用を通じて利用者提供モデルへの入力及び出力情報を取得する間接的な利用を可能にすることができます。
２．利用者は前項により、エンドユーザー等に本サービスを利用させる場合、エンドユーザー等に対し、経済産業省が定める外国ユーザーリスト又は米国商務省産業安全保障局が定める Denied Persons List 若しくは Entity List、その他これらに相当するリストに掲載されている第三者又は禁輸国若しくは貿易制裁国の企業、国民若しくは居住者に本サービスを使用させる行為、その他の「外国為替及び外国貿易法」及び米国輸出管理規則を含む輸出入に関する法令に違反する態様で本サービスを利用させないよう必要な措置をとるものとします。
３．利用者は、API をエンドユーザー等に利用させる場合、前項に定めるほか、エンドユーザー等に対して当社の定める基本約款、さくらの AI Engine サービス約款及び本約款を遵守させる義務を負うものとします。この場合、当社はエンドユーザー等に対して利用契約上一切の義務又は責任を負いません。
４．当社は、当社が必要と認める場合、エンドユーザー等への本サービスの提供の状況等（エンドユーザー等の国籍その他の属性情報を含みます。）について報告を求めることができ、利用者はこれに協力するものとします。
５．本サービスにおいてエンドユーザー等が行った一切の行為（不作為を含みます。）は、利用者の関与の有無を問わず、利用者が行った行為とみなされ、利用者は、エンドユーザー等の行為につき、当社及び第三者に対して民事上の全ての責任及び義務（エンドユーザー等が当社及び第三者に対して負うものを含みます。）を負うことに同意します。

第１３条（利用者提供モデルに関する責任）
１．利用者は、利用者提供モデルの性能、精度、安全性、適法性、ガードレール、出力情報及びエンドユーザー等への提供内容について、自らの責任において確認及び管理するものとします。
２．当社は、インフラ環境及び API 利用環境の提供をするものであり、利用者提供モデルの内容、精度、ガードレール、プロンプト、出力情報の正確性、適法性、安全性又は利用者若しくはエンドユーザー等による利用結果について責任を負いません。
３．利用者提供モデル又は出力情報に起因又は関連してエンドユーザー等から請求、問合せ、苦情、紛争等が生じた場合、利用者は自己の責任と費用においてこれを解決するものとします。

附則
第１条（適用開始）
１．この約款は、２０２６年１１月２日に制定され、同日より適用されます。